

いばらき消費生活 メールマガジン

2025年3月27日223号

1. はい！相談室です

2. 出前講座「いばらき 暮らしのセミナー」をご利用下さい！

1. はい！相談室です

自宅の固定電話に大手通信会社や国の公官庁を名乗り、「2時間後に電話が使えなくなる」という不審な電話がかかってきたという相談が多く寄せられています。ご注意ください！

＜相談者＞

<相談員>

＜相談者＞

＜相談員＞

◇警察相談専用電話「#9110」

また、高齢者は日中、自宅に多いことから、悪質商法や詐欺に狙われやすい傾向にあります。日頃から高齢者の家族や身近にいる周りの方が変化に気づくことが重要です。身近な高齢者がトラブルにあっているのではないかと気づいた場合は、出来るだけ早く相談して下さい。周りの方からの相談も受け付けています。

<参考資料>

○国民生活センター 発表情報

「2時間後に電話が使えない!？」個人情報聞き出す不審な電話にご注意!

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20241219_1.html

○総務省 お知らせ

総務省職員を名乗る不審電話にご注意ください

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000532.html

○NTT東日本

NTT や NTT 東日本などを名乗る特殊詐欺（自動音声電話やショートメッセージサービス）や、NTT を騙る電話勧誘にご注意ください。

https://www.ntt-east.co.jp/info/detail/241209_01.html

.....

「困ったな」「おかしいな?」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受け付け、公正な立場でトラブル解決のための助言、あっせん（消費者が当事者として事業者と交渉するための手助け）、情報提供などを行います。

◇ご相談は「消費者ホットライン」をご利用ください。

全国共通・局番なし3桁「消費者ホットライン：188（いやや）番」

最寄りの消費生活相談窓口、又は国民生活センターをご案内します。

※相談できる曜日・時間帯は、お住いの地域の相談窓口によって異なります。

※相談は無料ですが、通話料金はご負担ください。

.....

2. 出前講座「いばらき 暮らしのセミナー」をご利用下さい!

様々な消費者トラブルが多発している現状を踏まえ、消費生活に関する知識の普及や消費者被害の未然防止を図るために、学校の授業、新入社員研修、地域一般消費者グループが開催する講座や講演会などに、講師を無料で派遣しています。

<主な講座内容>

- (1) 暮らしと契約の基礎知識
- (2) 若者を狙う悪質商法と対処法
- (3) 高齢者を狙う悪質商法と対処法
- (4) 18歳になったら変わる消費生活
- (5) こどもの携帯・インターネットトラブル注意報
- (6) インターネット契約トラブル
- (7) 多重債務に陥らないために
- (8) 食の安全・安心等について（食品の安全性、表示等）

※これ以外の内容でも派遣講師が対応可能であれば、お受けできるものもありますので、ご相談下さい。

※原則として、セミナーの開催時間は午前10時から午後5時まで、1回60分以内です。

詳しくは茨城県消費生活センターHP「いばらき消費生活ナビ」をご覧ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/seminar.html>

.....

※当メールマガジンの配信を停止したい場合は、ホームページ「いばらき消費生活ナビ」より配信停止の手続きを行ってください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/mail-magazine.html>

このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お手数ですが

mail:syose@pref.ibaraki.lg.jp までご連絡ください。

【お問合せ先】

発行・編集 茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号

TEL : 029-224-4722

FAX : 029-226-9156